

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例(案)概要

項 目	改 正 案	現 行	施行期日
1 特別区民税の非課税限度額等における扶養親族の取扱いの見直し	<p>「特別区民税均等割・所得割の非課税限度額」及び「特別区民税均等割の条例軽減」の判定基準に用いる「扶養親族」の範囲は、その者の同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）とする。</p> <p><u>控除対象扶養親族には、30歳以上70歳未満の国外居住親族は含まない。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</u> — <u>障害者控除を受けている者</u> — <u>その年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</u> 	<p>「特別区民税均等割・所得割の非課税限度額」及び「特別区民税均等割の条例軽減」の判定基準に用いる「扶養親族」の範囲は、その者の同一生計配偶者及び扶養親族とする。</p> <p><u>扶養親族には、全ての扶養親族を含む。</u></p>	令和6年1月1日
2 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長	<p>特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の適用期限を平成30年度から令和9年度とする。</p>	<p>特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の適用期限を平成30年度から令和4年度とする。</p>	令和4年1月1日
3 住宅借入金等特別税額控除の特例措置	<p>消費税率10%が適用される住宅取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の13年間の控除措置について、<u>次に掲げる区分に応じ、それぞれの期間内に取得等の契約が締結されている家屋を、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除を令和17年度まで適用する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>契約期間</u> — <u>居住用家屋の新築 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間</u> — <u>居住用家屋で建築後使用されたことのない</u> 	<p>消費税率10%が適用される住宅取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の13年間の控除措置について、<u>令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除を令和15年度まで適用する。</u></p>	公布の日

特別区民税

もの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

1 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

1 営業用乗用車
 営業用乗用車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）については、令和3年度又は令和4年度中に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の電気自動車等について次のとおり適用する（指定の翌年度分のみ）。

区 分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	75%
<u>令和12年度燃費基準90%達成</u>	50%
<u>令和12年度燃費基準70%達成</u>	25%

2 軽貨物自動車
 軽貨物自動車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）については、令和3年度又は令和4年度中に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の電気自動車及び天然ガス自動車のみ税率を75%軽減する（指定の翌年度のみ）。

区 分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	75%

1 営業用乗用車
 営業用乗用車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）については、平成31年度又は令和2年度中に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の電気自動車等について次のとおり適用する（指定の翌年度分のみ）。

区 分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	75%
<u>令和2年度燃費基準+30%達成</u>	50%
<u>令和2年度燃費基準+10%達成</u>	25%

2 軽貨物自動車
 軽貨物自動車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）については、平成31年度又は令和2年度中に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の電気自動車等について次のとおり適用する（指定の翌年度分のみ）。

区 分	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	75%
<u>平成27年度燃費基準+35%達成</u>	50%
<u>平成27年度燃費基準+15%達成</u>	25%

公布の日

軽自動車税